

ID: 37

担当部署: 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市スポーツ施設条例 第11条ただし書(第29条第2項において読み替える場合に限る。)
例 規 番 号	平成17年条例第24号
【根拠条文】 (利用料金の不還付) 第11条 既に納められた利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 利用者の責めに帰することができないと指定管理者が認める理由により施設等の利用をすることができなくなったとき。 (2) 施設等の利用の日の7日前までの日(承認があった日から利用の日までの期間が8日未満のものにあっては4日前までの日)までに施設等の利用の中止又は利用の内容の変更の申出があり、指定管理者がこれを承認したとき。 (3) その他指定管理者が特に必要があると認めたとき。 【基準】 根拠条文及び西東京市スポーツ施設条例施行規則第10条の規定による。 (利用料金の還付等) 第10条 条例第11条ただし書の規定により利用料金を還付する基準及び還付する額は、次に定めるところによる。 (1) 利用者の責めに帰することができない理由により施設等の利用をすることができなくなったと指定管理者が認めるとき 全額を還付 (2) 施設等の利用の日の7日前までの日までに施設等の利用の取消しの申請があり、指定管理者がこれを承認したとき 全額を還付 (3) 施設等の利用の日の4日前までの日までに施設等の利用の取消しの申請があり、指定管理者がこれを承認したとき 半額を還付 (4) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき 必要と認める額を還付 2 指定管理者は、利用者が第7条の規定により施設等の利用の承認の内容を変更することを承認した場合で、変更前の納入された利用料金と変更後の利用料金に差が生じたときは、その差額を納入させ、又は還付するものとする。 3 指定管理者は、利用者が利用料金を納入した後に、前条に規定する利用料金の減額又は免除を承認した場合において、減額又は免除の前の利用料金と減額又は免除の後の利用料金に差が生じたときは、その差額を還付するものとする。 4 利用料金の還付を受けようとする利用者は、西東京市スポーツ施設等利用料金還付申請書(様式第2号)に施設利用承認書、個人利用券若しくは回数券又は指定管理者が必要とする書類を添えて、指定管理者に申請しなければならない。 5 指定管理者は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、その可否について決定し、西東京市スポーツ施設等利用料金還付承認(不承認)書(様式第3号)を交付するものとする。 6 前項により承認された還付する利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	

標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日